

(議長)

日程第14、議案第1号、子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第1号、子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、でございます。

平成30年8月から開始される北海道医療給付事業のレセプト併用化に伴い、子ども医療受給者証を使用した窓口負担不要の範囲が、江差町内から北海道に拡充されることから、子ども医療費の助成に関する条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

はい。説明致します。

議案書42頁、定例会資料48頁、49頁となっております。

これまで、レセプトとは別の請求書により処理されていた子ども医療費につきましては、本年8月診療分からはレセプトによる請求、いわゆるレセプトの併用化が始まります。レセプトの併用化により各家庭においては窓口負担なく受診出来る医療機関が町内から道内に拡大されることとなります。また、町から医療機関へ支払いしている3割相当の医療費につきましては、診療報酬支払基金などの審査機関経由で精算されることとなるものでございます。

以上を踏まえて、条例の一部改正を行うものでございます。以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15、議案第2号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第2号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、でございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございま

す。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い致します。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

ご説明致します。

議案書44頁、定例会資料50頁の新旧対照表となっております。

放課後児童支援員の基礎的な資格の2点について、改正を行うものでございます。

1点目は教員免許の更新講習を修了していない場合などでも、放課後支援員の基礎資格を有するものであることを明確にするものでございます。

2点目は一定の実務経験があり、市町村長が適当と認めた者を対象者に拡大することとされたことから、新たに5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって町長が認めた者を加えるものでございます。以上でございます。

(議長)

はい、以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、議案第3号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第1号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第3号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第1号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、コミュニティ助成など5事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,961万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億2,488万9千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書の47頁をお開き願いたいと思います。補正予算構成表でご説明させて頂きたいと思います。

最初にコミュニティ助成(新栄町新栄山山車新築補助)でございます。老朽化しました新栄山の新築に対する補助でございまして、保存会に対しまして補助するものでございます。コミュニティ助成の申請をしておりましたが、助成金の決定があったことから補正をお願いするものでございます。補正額は250万円、全額その他特定財源となります。

次に、住民税副本データ標準レイアウト変更に伴う総合行政システムの改修でございます。社会保障税番号制度におきましては、様々な業務で情報を照会するため、データ項目の標準となるレイアウトを国が定めておりますが、町税情報の照会におきまして一部の情

報照会が不可能であったことから標準レイアウトが改正されました。これに伴い、町の総合行政システムの改修も行うものでございます。補正額は19万5千円、全額一般財源となるものでございます。

続きまして、介護保険特別会計繰出でございます。利用者負担割合の見直しの他、高額介護サービス費の年間上限額の設定、高額医療合算介護サービス費などの見直しといった介護保険制度の改正が8月から施行されることに伴うシステム改修の経費とそれから保健師の産休育休の補充のための臨時職員の配置に係る経費の一般会計からの繰出となります。補正額は405万4千円、全額一般財源となるものでございます。

次に、経営所得安定対策でございます。担い手農家の経営安定化に資するための交付金の支払いなどといった経営所得安定対策の推進活動に関する経費の補正でございます、事業実施主体であります江差町地域農業再生協議会への補助につきまして補正をお願いするものでございます。補正額は286万8千円、全額道支出金でございます。

次に、水堀排水機場機能診断・機能保全計画策定でございます。資料の方が資料51頁、資料6となっております。長寿命化対策のために排水機場の機能診断と機能保全計画の策定を委託するものでございます。補正額は1,000万円、全額道支出金となります。

補正額合計と致しましては、1,961万7千円、財源内訳は道支出金が1,286万8千円、その他特定財源が250万円、一般財源が424万9千円となるものでございます。以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員で、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第17、議案第4号、平成30年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第4号、平成30年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、介護保険システム改修など2事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ451万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,676万9千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」(補足説明)

ご説明致します。議案書59頁の補正予算構成表でご説明致します。

総務費、一般管理費、事業名、平成30年8月からの制度改正に伴う介護保険システム改修で、利用者負担割合の見直しなどの制度改正対応のための介護保険事務処理システム改修でございます。補正額は181万8千円で、財源は国庫支出金46万円、その他特定財源135万8千円で一般会計からの繰入金でございます。

次に、地域支援事業、一般介護予防事業費、事業名、一般介護予防事業(臨時看護師配

置)で、職員の育児休暇に伴う職員配置に係る経費でございます。補正額は269万6千円で、財源はその他特定財源で全額一般会計からの繰入金でございます。

ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、平成30年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、議案第5号、工事請負契約の締結について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町 長」（提案説明）

議案第5号、工事請負契約の締結について、でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約内容につきましては、契約の目的：新陣屋団地2号棟建築主体工事、工事場所：江差町字陣屋町127番地6他、契約の方法：指名競争入札、契約の金額：7,322万4千円、契約の相手方：檜山郡江差町字伏木戸町634番地、株式会社田畑建設、代表取締役、田畑昌伸、でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

（議長）

日程第19、議案第6号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。



「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第6号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、でございます。

大瀬テレビ共同受信施設改修補助及び老人福祉施設等整備事業費補助の実施について、江差町過疎地域自立促進市町村計画の事業として取り進めるため、同計画を変更するものでございます。

ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第6号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第20、議案第7号、町有財産の処分について及び日程第21、議案第8号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第2号)について、関連がありますので一括して議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただいま、一括上程となりました議案第7号、町有財産の処分について及び議案第8号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第2号)について、でございます。

新栄町沢川通常砂防事業の実施に伴う町有財産の処分と老人福祉センター周辺の工作物の撤去などの経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ100万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億2,589万8千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

それでは、私の方から両方ともご説明致します。

まず、議案第7号、町有財産の処分について、でございます。議案の方は、議案目次その2の方の1頁となります。また、資料の方はナンバー2の1頁、2頁となりますので、宜しくお願い致します。

老人福祉センター東側の新栄町右沢川それから新栄町沢川につきましては、土砂災害警戒区域としまして平成23年3月29日に指定されているところでございます。町と致しましては、当時から北海道に土砂災害防止対策工事の要望をしてきたところでございますが、この度、北海道で平成30年度から31年度の2カ年で工事に着手することとなり、それに先立ち北海道土地開発公社が用地の取得と工作物などの補償をすることとなりました。

用地につきましては、面積が5千平米以上で、価格も700万以上となりますことから、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

処分する財産でございますが、新栄町1筆と東山5筆の計6筆で、6,636.72平米となります。なお、所在地の欄で、一部、との表記がありますが、これは事業着手後に分筆されて地番がふられることとなりますので、このような表記とさせて頂いているものでございます。

また、契約の相手方は北海道土地開発公社、処分価格は総額で975万6,008円となるものでございます。

引き続きまして、議案第8号の補正予算の方を説明させていただきます。議案目次その2の5頁の予算構成表、それから資料はナンバー2の3頁、4頁となります。

補正事業名でございますが、新栄町沢川通常砂防事業に係る工作物撤去等でございます。先程の議案第7号の際にも説明致しましたが、北海道が実施する砂防ダムの工事におきまして、支障となる工作物と流木を撤去・伐採するものでございます。撤去・伐採する工作物及び流木はトイレ・水飲み場排水設備・灯籠・ベンチ・外灯など資料に記載のとおりとなります。補正額は100万9千円、財源は全額北海道土地開発公社からの補助金を充当するものです。なお、補償金は総額で962万5,880円となりますが、今回補正の財源として充当した残りにつきましては、決算処理とさせていただきます。

以上で、説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

### (議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」。

### 「小野寺議員」

はい、町有財産の処分及び補正については了とするものです。

それで、その中身について若干質疑させていただきます。

この部分ということよりも、まずは土砂災害警戒区域という意味でちょっとお聞きしたいと思うのですが。この部分については、やっとなんかこの事業になりました。それで、まず前段でお聞きしたいんですが、今回指定されたのが23年の3月に土砂災害警戒区域に指定されて、そして事業の走るのにも砂防指定が必要で、砂防指定が平成29年10月ということで、今回町から道に移管して、道が事業をやると。調査も含めれば相当長い年月経って、ここの事業に今やっとなんかゴールが見えてきているのですけれども。

それで、まず質問なのですが、江差町はここだけじゃなくて、土砂災害区域は本当にたくさんあります。で、まず数字で確認したいのですが、未調査云々は別として、指定区域、前回去年、一昨年ですか、私も一般質問で聞きましたが、一昨年で聞いた段階では警戒区

域、特別警戒区域も含めて、指定箇所、警戒区域が24で、特別警戒区域が17でした。現在、どこまで伸びているのか、をちょっと数字で教えてもらいたいというのが一つ。

それから、例えば先程提案がありました新栄町で言うと、相当の年月が経っておりますが、江差町ではまだたくさん色々な対策、全てが砂防事業でやるということにはきつとまらないのかもしれませんが、いずれにしてもこのような対策を取らなければならない。例えば、ぬくもり温泉の裏山、保育所の裏山、あれどうするのか云々かんぬん。それで、江差町としては、全部が全部直轄事業、国の直轄事業ということはきつとらないとすれば、こういう道の事業ということになるのでしょうか、わかりませんが、どのように要望して、国、道に対し要望して、今、残りの指定はされたけれども、何らかな形、こういう新栄町のような対策を取らなければならない事業、こうやってやってもらいたいと、どういう風に要望して、今結果的にはその要望がどうなっているのか。まず、全体的なことを教えて頂きたい。どこで答えるのか分かりませんが。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」

まずあの指定の区域の関係です。区域指定の関係でございます。

小野寺議員の方から、ただいま24箇所ということに関しましては、現状で変わってはございません。ただ、昨年2月、鹹川と朝日地区を対象にして住民説明会を行っておりますことからですね、この区域の土砂災害危険箇所18箇所ございます。これを、今、指定に向けて進められているという状況になっております。これが、指定された段階で、全体で42箇所という風になるものでございます。

あと、あの要望等の方法につきましては、指定されているものからですね、順次と言いますか、危険の度合いを考えまして、社会資本整備に関する要望という段階の中で毎年要望を続けているところでございます。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

ちょっと数字の方で言いますと、そうすると、全部で71箇所のうちまだ未調査の部分があるでしょうから、仮に調査済みだとしても、まだ5箇所位残るのでしょうか、まだ残っ

ているのでしょうか。いずれにしても、それはちょっと急がなければならないのでしょうけど、今日のこの提案に即して質問、再質問させて頂きたいのですが。

今回のこのこういう予算付けがですね、いつ、どれくらいの要望で、つまり何年前に、何年も前からこの要望して、やっとうこういう芽が出たのか。つまり、これからですね、今要望しているところ、何箇所あるのかもわかりませんが、それから特別警戒区域、警戒区域も含めて、江差町としてはせめてここは工事してもらいたいということを要望しているか分かりませんが、今の国の社会資本整備総合交付金、もう色々なもうメニューでやるということで、お金の取り合いになっていますけれども、とてもでないけれども割り算してたらもう足りないですよ。間に合わないですよ、国の全体の予算からいったら。で、江差町はどういう風に箇所の要望をそして緊急性も含めてどうやって、で、とんでもない目途が立たないとか、立つとか、だから国や何やらこんな風にやっていると、どういう風にやっているのですか。黙っていたらね、何年まで経つのか。教えてください。

(議長)

わかった。「総務課長」。

「総務課長」

まずあの本件につきましては、平成23年から社会資本整備事業要望を継続的に行ってきたと。

「小野寺議員」

区域指定になってからですね。

「総務課長」

ええ、23年度に初めてあのテーブルに乗せて頂いたという状況になっております。その結果、あの30年度、31年度の工事という形になっております。

また、あの議員おっしゃるとおり、社会資本整備に関しましては、町の中でも数本毎年のように要望してございます。その中でも、土砂災害等々に関しましてはですね、現在は、豊川町といたしますか、桧岱といたしますか、奥の方を現在要望している段階でございます。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

### 「小野寺議員」

最後ですね。現時点では、豊川町あの奥っていうか、そこだけ。あのいや確かにね、お金の配分からいったら分かります。分かります、あのね、メニューからいったって、他のメニューもある中で、この事業でといったら、本当に分かるのですが、やはりもっと大きい枠組みで、国・道の方にこれ要請してかなかつたら、とてもでないけれど江差にあるこの警戒区域、特別警戒区域に指定されてこれどうするのと。それに対してはもちろん、私分かりませんが、全てが砂防事業で対策取れるということにきつとまらない、なども含めて、もう最後は住民の安全を、今回これは分かりました、新栄町は。他のところの住民の安全、自分の裏山がレッドかイエローかよく分からない人がたくさんいるのですけれども、それ分かったら本当にね、どうするのと。温泉どうするの、保育所どうするの、ということも含めてですよ。江差町はどういう風に何と言うか構えてやっているのでしょうか。最後ですので、教えてください。

### （議長）

「副町長」。

### 「副町長」

今ちょっとあの手持ち資料は無いのですが、要望項目の一覧表はあります。ただ、知って頂きたいのは、あのこういう安全対策上の部分として、今これ、これだけの年数かかって、ここは出来たのは本当にありがたい話なのですけれども、この他に今力入っているのは、道として、いわばあの台風被害の河川の氾濫、もちろん土砂災害のこのレッドゾーンのところ、で、江差町本当に数多いのですが、江差のみならず、予算の分捕り合いではないですけれども、道東のこの河川の氾濫等では道ではかなり捻出をしております。ただ、江差町の優先順位ももちろん付けています。この他に、道路、港湾、色々あるということで、そこはあの駆け引きをしている状況ではございません。道は道で国から予算をどうやって引っ張るかということで、現地にそれなりに内々の調査も入ったりしながら、優先度を上げたり、中間になったり、その年度によってまた江差だけではないものですから、ただ押し並べて我々は継続して強く、直接あの幹部と要請行動もしておりますので、そういったところでご理解頂ければなという風に思います、はい。

### （議長）

他に質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

### （議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第7号、町有財産の処分について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第8号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第22、同意第1号、農業委員会委員の任命について、から日程第34、同意第13号、農業委員会委員の任命について、までの13件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただいま、一括上程となりました同意第1号から同意第13号までの農業委員会委員の任命について、でございます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意第1号：小笠原裕章氏、同意第2号：笠原一雄氏、同意第3号：栗田 功氏、同意第4号：小林克夫氏、同意第5号：佐藤 均氏、同意第6号：佐藤幸男氏、同意第7号：従二谷伸一氏、同意第8号：鈴木朝雄氏、同意第9号：中野弘一氏、同意第10号：畠山克朗氏、同意第11号：村田雄一氏、同意第12号：山口艶子氏、同意第13号：吉田喜代志氏、以上13名の農業委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会法の改正により、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制へ一本化された初めての同意案件であることから、具体的内容につきまして担当課長より説明致しますので、ご審議の上、同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「産業振興課長」

「産業振興課長」 (補足説明)

私の方から補足説明をさせていただきます。議案につきましては、73頁から97頁の同意第1号から同意第13号でございます。議会資料の方で説明をさせていただきます。資料につきましては、53頁をお開きください。

農業委員会法等の、失礼しました。農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農業委員の選出方法が農業者による選挙及び団体等からの推薦から、市町村長が議会の同意を得て任命することに変更になりました。次の3項目の条件が付されております。過半数を原則として、認定農業者とすること、農業者以外の者で中立的・公正的な判断をすることが出来る者を1名以上とすること、女性及び青年も積極的に登用すること、この3項目でございます。

同法の改正に伴いまして、本年第1回定例会で江差町農業委員会委員の定数に関する条例を可決、制定しまして、4月2日から5月2日まで農業委員候補者の公募を行ったところ、13名の定数に対し、記載の13名の応募・推薦があったところでございます。定数内であり、同法に付された条件を満たしていることから、推薦及び募集の結果を尊重し、同意第1号から同意第13号までの候補者を農業委員に任命したいので、同法第8条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、候補者の詳細につきましては、資料の方に掲載しておりますので、町長の方からお名前も紹介させていただきましたので、省略をさせていただきます。以上でございます。同意方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。



本案については、人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、同意案件ごと採決を致します。

(議長)

同意第1号、農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

次に、同意第2号、農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第2号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

次に、同意第3号、農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、第3号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

次に、同意第4号、農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第4号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

次に、同意第5号、農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

次に、同意第6号、農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第6号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

次に、同意第7号、農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第7号は、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

次に、同意第8号、農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第8号は、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

次に、同意第9号、農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第9号は、原案のとおり同意することに決定しました。

(議長)

次に、同意第10号、農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第10号は、原案のとおり同意することに決定しました。

(議長)

次に、同意第11号、農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第11号は、原案のとおり同意することに決定しました。

(議長)

次に、同意第12号、農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第12号は、原案のとおり同意することに決定しました。

(議長)

次に、同意第13号、農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意13号は、原案のとおり同意することに決定しました。